

借上請書条項

第1条 貴官の借上に係る内容は、仕様書、又は貴官の指示に従い、履行期間に適切に履行する。

第2条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第3条 予定数量による契約の場合、その増減の通知は、書面又は口頭により受けるものとする。予定数量の増減による損害賠償は請求しない。ただし、著しい場合は、貴官と協議する。

第4条 貴官の借上げに係る物品（資機材及び車両等を含む。以下同じ。）の貸出しを行う場合には、貴官が定める当方の貸出期限（当方が貴官に当該物品を差し出す期限をいう。）までに、貴官の指示する当方の貸出準備（貸出期間において支障のないよう整備を行い確認を受ける等の行為をいう。）を完了した後、貸出しを行う。この場合において、貸出し時における物品の破損等については、当方の負担とする。

2 貴官の借上げに係る不動産の全部又は一部の貸出しを行う場合には、貴官が定める当方の貸出期限（当方が貴官に当該不動産の全部又は一部を差し出す期限をいう。）までに、貸出期間中において支障のないよう整備を行うほか、安全及び衛生管理に万全を期するとともに、契約内容に備付器材等の使用が含まれているときには、貴官が指示する当方の貸出準備（当該器材等を使用可能な状態にして確認を受ける等の行為をいう。）を完了した後、貸出しを行う。

3 貸出期間中において、その貸し出した物品（以下「貸出物品」という。）又は不動産の全部若しくは一部（以下「貸出物品等」と総称する。）の使用が不能になったこと等により契約の目的を達し得ない状況が生じたときには、速やかに貸出物品等に代わる物品又は不動産の全部若しくは一部を差し出すこと等により必要な対策を講じる。ただし、当該状況が当方の責に帰さない事由により生じたものである場合には、貴官とその後の対応等について協議の上、その指示に従う。

4 貴官は、借上期間中において、その借り上げた物品又は不動産の全部若しくは一部を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

5 貸出期間中において生じた貸出物品等の破損等に係る費用は、当方の負担とする。ただし、当該破損等が、当方の責に帰さない事由により生じたものである場合には、貴官と当該破損等に係る費用について協議する。

6 貸出物品の引取りについては、貴官が定める当方の引取期限までにその履行を完了する。この場合において、引取り時において生じた貸出物品の破損等に係る費用は、当方の負担とする。

第5条 検査が行われるときは、当方又はその代理人が立ち会い、もし当方の都合により立ち会わないときは、検査の結果について、異議の申し立てはしない。

第6条 契約代金は、履行完了後、適法な支払請求書を提出してから、30日以内に支払いを受ける。

第7条 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第8条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。

第9条 天災地変その他やむを得ない理由により、契約内容どおり履行することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、履行の延期又は契約の解除等を申請し、その承認を受ける。

第10条 履行完了前に契約の目的その他契約履行に関して生じた損害は、当方の負担とする。

第11条 当方が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が100円未満である場合は、この限りではない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第12条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第13条 この契約においては、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第14条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。